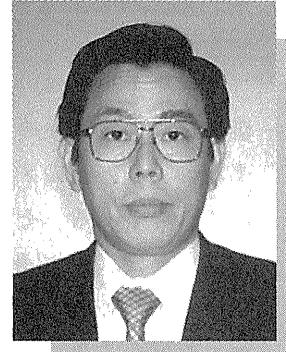


卷頭言

地域住民参加型の手法を活用した直営施工方式の取り組み

石川 佳市



昨年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)において、新世紀型の社会資本整備のあり方の一つとして、効率性/透明性の追求が謳われた。

これまで、費用対効果分析が不十分であったことなどが、非効率な公共事業を生む一因となってきたとの反省を踏まえ、今後は、事前事後の事業評価を反映した厳格な事業の選択、PFIの活用、執行段階における競争促進やコスト縮減、電子入札の拡大などを強力に進めていくこととし、事業の発注・実施手続きに関しては、「公共事業のコストを縮減する」、「住民が求める社会資本を可能な限り早期に実現するため、住民参加型の手法を活用する」ことなどが明記された。

これを受け、農林水産省でも農林水産公共事業を抜本的に改革することとし、

- ① 徹底した工期管理を行う「時間管理原則」の導入
 - ② 弾力的な整備への転換を図る「オーダーメイド原則」の導入
 - ③ 計画・実施・管理の各段階で地域の創意工夫や発想の重視
 - ④ 国民の参加を促進するため事業実施プロセスの徹底した公開
- 等、「事業の進め方に関する4原則」を導入し、事業の効率性、透明性を更に高めていくこととされた。

こうした抜本改革の一環として、今年度から農業農村整備事業等において、農家・地域住民等参加型の直営施工方式の実施に取り組んでいる。

直営施工方式は、農業農村整備事業等で計画される施設のうち、厳密な標高管理を要しない用排水路の末端部分の施工、小規模な水路（コンクリート二次製品等）の設置、耕作道路等における砂利・コンクリート舗装、区画整理における畦畔の造成・除去、各種柵・看板・ベンチの設置等地域に身近な施設を対象に、農家・地域住民等が自らの意志に基づき、直接工事施工に携わる方式である。

従来、工事施工にあたっては請負方式により工事発注し、工程管理や労務管理、施

工管理等は請負業者の責任で行われてきている。直営施工方式では、事業実施主体が工事に必要な資材を農家・地域住民に支給するとともに、工程管理や労務管理、施工管理等については事業実施主体自らがマネージメントしていくものである。

直営施工方式は、実施方式の特異性からこれまで耕作道路の部分的な舗装や小用排水路の補修等極めて限られた工種で部分的に行われていた事例があるが、今後は、事業の実施方式のメニューとして一般化し、その採用の可否を農家・地域住民にゆだねるものである。その際、直営施工工事への参加者は、工事施工の専門技術を有しない、いわば素人集団を想定していることから、対象施設についても、前述のように特別の施工技術を必要としない簡易なものに限定される。作業形態についても、これまでの事例からみて休日中心の作業となることも想定される。

一方、請負工事における現場管理のための間接工事費や請負業者の本支店経費に相当する一般管理費は殆ど不要となることから、大幅な工事コストの縮減が見込まれる。このことは、農業農村整備事業の場合、農家や市町村等の地元負担が一般的であることから、工事コストの縮減は、地元負担金の軽減にも寄与するものである。更に農家・地域住民の理解のもとに賦役方式で行われる場合にはその効果はなお一層顕著なものになる。

こうした事業の実施方式は、工事の施工性・規模等から市町村等の団体営事業を中心となると見込まれるが、工事のマネージメントについて外部機関の活用を図る等工事の執行体制等について、今後検討すべき課題も多い。

しかしながら、本年4月から施行された改正土地改良法において、土地改良事業の実施にあたって環境との調和への配慮が原則化され、より一層環境に配慮するとともに地域に密着した施設計画の立案と施工が不可欠となったことから、地域住民の意向を反映する方策の一つとして直営施工方式の普及・定着が、環境に配慮した事業の実践を図る上で重要な役割を果たすものと考えられる。

そして、同方式が定着することにより、住民参加による地域の活性化、創意工夫による工事コストの縮減と地元負担の軽減、整備された施設の良好な維持管理等、骨太の方針が目指す新世紀型の社会資本整備のあり方に沿った効果が期待される。

直営施工方式は未だ緒についた段階であり、モデル的な取り組みの一つとして今後の展開に注目していきたいと考えている。

——いしかわ かいち 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室長——